

令和 7 年 4 月 22 日

組合員の皆様へ

信用組合 愛知商銀
理 事 長 大原 清三

長期間所在が不明となっている組合員の除名手続きについて

当組合は、令和 7 年 6 月に開催する総代会（開催予定日：令和 7 年 6 月 25 日（水））において、当組合の定款 16 条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当たりのある方で除名を希望されない場合は、令和 7 年 5 月 30 日（金）までに、組合員ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方とします。

- ①平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月末にかけて当組合の事業を利用していない方。
- ②令和 6 年 6 月以前に当組合の通知又は催告が 5 回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて 1 回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻された方。
- ③当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

※ 当組合の定款第 16 条第 3 項では「5 年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が 5 回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は総代会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退となる組合員の方は、翌年 7 月の第一営業日以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当組合本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以 上

【お問合せ先】

信用組合愛知商銀本支店もしくは総務部（電話：052-451-5145）